

池田町公共施設における木材の利用促進に関する方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた公共施設等における県産材利用推進方針（平成23年3月2日適用）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項に定め、多くの町民が身近に接する町有施設等において、間伐材をはじめとする地元産材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供し、併せて循環型社会の構築や地球温暖化の防止、森林整備の促進、災害に強い森林づくり、林業・木材産業の振興などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「町有施設」とは、町が事業主体となり建設する学校、福祉施設、スポーツ文化施設、町営住宅、庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (2)「建設」とは新築、増築及び改築をいう。（大規模改修を含む）。
- (3)「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び水道等に係る公共土木工事をいう。
- (4)「木造化」とは、町有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6)「地元産材」とは、池田町内又は岐阜県内の森林から生産された木材をいう。

(基本方針)

第3 町は、法第4条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する町有施設及び町施工土木工事等における地元産材の利用に努める。

(町有施設における木材利用の目標)

第4 町有施設の建設にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化を図るものとする。

なお、これ以外の施設であっても、木造化、木質化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などの制限により、木造化・

木質化することが困難な施設

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化・木質化することが困難な施設

(3) その他、木造化・木質化することに困難な理由があるもの

2 木造化が困難な施設や、改修を行う施設においては、積極的に内装の木質化を図る。

3 木造化・木質化の実施にあたっては、原則として地元産材を使用する。

(町施工土木工事等の木材利用)

第5 町施工土木工事及び町有施設の外構工事においては、間伐材等地元産材及び木製品を積極的に使用する。

(町有施設の備品及び消耗品)

第6 町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品には、地元産材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(町有施設の暖房器具等)

第7 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(PR及び普及)

第8 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木造の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓蒙に努める。

2 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すとともに情報の提供に努める

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用にあたっては、コスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

附 則

この方針は、平成24年12月1日から適用する。